

大崎市障がいのある人のコミュニケーション手段の利用を促進する条例（案）に対するパブリックコメントの実施状況について

○実施期間：令和元年5月8日（水）～5月27日（月）

○意見及び提案者数：1人 ○意見及び提案件数：5件

| No. | 条番号 | 意見及び提案の内容 | 意見及び提案に対する 本市議会民生常任委員会の考え方 |
|-----|-----|---|--|
| 1 | 題名 | <p>まず、条例案を作成して頂き、有難うございます。障害の害の文字もひらがな表記になりすごく気を使っていると思いました。</p> <p>でも、実際問題として害の文字表記がどうであるかというよりも中身の問題だと思います。</p> <p>まず条例名について、大崎ろうあ福祉会の会長からの要望にもある通り、手話が言語であることをはっきりと明記したほうが良いと思います。そうでないと条例の内容が曖昧になり、原案ではろう者の思いが反映されていません。ろう者がどんな思いで今まで生きてきたか。前文の中で条例の背景に触れ、「手話は言語である」とありますが、条例名をみただけで内容が分かるほうが印象に残るのではないのでしょうか。</p> <p>コミュニケーション手段の前に、コミュニケーションで使用される言語をはっきりと表記して、その次にコミュニケーション手段だと思います。</p> <p>日本で生きていく上では日本語が基本です。同じくろう者にとっては手話語なのです。手話は命と同じ思いです。障害者権利条約に言語には手話を含むと明記されてから、やっと社会に「手話</p> | <p>本条例は、あらゆる障がいの方に対して、等しく情報の取得やコミュニケーション手段を利用しやすい環境整備に関する基本理念を定めることで、誰もが安心して安全に暮らすことのできる地域の実現を目指したものです。</p> <p>本条例のもと、その意味合いをしっかりと御理解いただく努力をしながら、その運用において具体的な施策の推進を執行部と議会がともに進めていきたいと考えています。</p> |

| | | | |
|---|-----|---|--|
| | | <p>は言語である」と認められました。日本語と同じ土俵に立てたのです。やっと同等になれました。今までは同じ土俵に立てなかったもので、肩身の狭い思いや差別偏見に晒されていました。</p> <p>まず、手話は言語とはっきり明記したほうが条例の内容が分かりやすくなり、ろう者の初心が反映されると思います。</p> <p>具体的には、下記の案のどちらかにしてほしいと思います。題名への手話言語の明記は絶対に必要だと思います。</p> <p>『大崎市<u>手話言語及び障がいのある人のコミュニケーション手段</u>及び<u>手話言語</u>の利用を促進する条例』 (A案)</p> <p>『大崎市<u>手話言語</u>及び障がいのある人のコミュニケーション手段の利用を促進する条例』 (B案)</p> | |
| 2 | 前文 | <p>上記のとおり題名に手話言語を明記することに伴い、「私たちが日常生活を営む上で、障がいの有無にかかわらず、等しく情報を取得し、互いにコミュニケーションを図ることは、欠かすことのできないものである。」の「互いにコミュニケーションを図ることは」を「互いにコミュニケーションを図る上で、日本語・手話語は」としたほうが良いと思います。</p> | |
| 3 | 第1条 | <p>「この条例は、<u>言語としての手話の確認及び障がいのある人が有する障がいの特性</u>（以下「障がい特性」という。）に応じた手段により情報を取得し、及びコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及</p> | |

| | | | |
|---|------------------------|--|---|
| | | <p>び事業者の役割を明らかにするとともに、<u>手話語とコミュニケーション</u>手段の普及及び利用の促進に関し市が推進する施策の基本的な方針を定めることにより、誰もが安心して安全に暮らすことのできる地域の実現を目指すことを目的とする。」</p> <p>原案に上記2カ所の下線部を追加することで、日本語に対して手話語としました。</p> | |
| 4 | 第2条 第1項 第3号 イ | <p>原案の「文字（拡大文字を含む。）、手話、筆談、要約筆記、字幕、点字、触手話及び指点字等の非音声言語」を「文字（拡大文字を含む。）、点字、指点字、筆談、要約筆記、字幕、手話は日本語手話、触手話、日本語対应手話等の非音声言語」と変更したほうが分かりやすいかなと思います。</p> | <p>第2条は本条例で用いられている用語の定義を定めたもので、その第3号はコミュニケーション等手段について定義しています。アで音声言語を列挙し、それに対応する形でイで非音声言語を列挙するつくりとしています。ここでは包括的に手話と表現し、その運用に当たってはしっかりと意を酌んで、執行部とともに取り組んでまいります。</p> |
| 5 | 第4条 | <p>「市は、前条に規定する基本理念にのっとり、<u>手話言語</u>への理解の促進及び普及を図るとともに、障がいのある人における手話言語その他コミュニケーション等手段による情報取得及びコミュニケーションの円滑化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。」</p> <p>上記2カ所の下線部について、原案の「手話」を「手話言語」とすることで、手話は日本語とは違うことを明記したほうが良いと思います。</p> | <p>前文において、「手話が言語である」ことについてうたっています。本条例のもと、その具体的な施策を推進していく中で、第4条でうたっておりますとおり、手話への理解の促進、普及に努めてまいります。</p> |

